

組合が、平成二十年九月三十日までに旧租税特別措置法第七十八条に規定する農林漁業者に対して行つた貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、附則第一条第二号に定める日以後にされる同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八十一条第一項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得する場合の同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得した場合の旧租税特別措置法第八十一条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 株式会社が、平成二十年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割により旧租税特別措置法第八十一条

第三項の表の各号の上欄に掲げる権利を取得した場合における当該権利に係る登記又は登録に係る登録免

許税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第八十一条第二項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分割又は吸収分割を行う場合における同項各号に掲げる仮登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割を行つた場合における旧租税特別措置法第八十一条第四項各号に掲げる仮登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第八十一条第三項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分割又は吸収分割を行う場合における同項各号に掲げる登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割を行つた場合における旧租税特別措置法第八十一条第六項各号に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 株式会社が平成二十一年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割を行つた場合において、旧租税特別措置法第八十一条第九項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定であつて同日までになされたものに係る旧租税特別措置法第七十九

条第一項第五号、第八十条第一項第五号又は第八十条の二第一項第四号若しくは第六号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 旧租税特別措置法第八十二条の三第一項に規定する特定外貿埠頭管理運営者が、平成二十一年三月三十一日までに同項に規定する指定法人から同項に規定する外貿埠頭業務用不動産の出資を受けた場合には、当該出資に伴う当該外貿埠頭業務用不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 旧租税特別措置法第八十三条第四項に規定する整備事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、平成二十年三月三十一日までに同条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた同項に規定する認定民間都市再生事業計画に基づき取得をする同条第四項の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第八十四条の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に電子情報処理組織を使用して同条各号に掲げる登記の申請を行う場合における当該登記に係る登録免許税について適用し、同日前に電

子情報処理組織を使用して旧租税特別措置法第八十四条の五各号に掲げる登記の申請を行つた場合における当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(地方道路税の特例に関する経過措置)

第六十八条 施行日前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧租税特別措置法第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第八十九条の四第一項、第九十条第一項又は第九十条の二第一項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に新租税特別措置法第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第八十九条の四第一項、第九十条第一項又は第九十条の二第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、新租税特別措置法第八十九条の二第四項、第八十九条の三第五項（新租税特別措置法第八十九条の四第三項において準用する場合を含む。）、第八十九条の四第二項において準用する揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十四条の二第七項、新租税特別措置法第九十条第五項（新租税特別措置法第九十条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項の規定を適用する。

(利子税等の割合の特例に関する経過措置)

第六十九条 新租税特別措置法第九十三条第四項の規定（新租税特別措置法第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項に係る部分に限る。）は、附則第一条第五号に定める日以後の期間に対応する利子税について適用し、同日前の期間に対応する利子税については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第九十三条第四項の規定の適用については、同項中「第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項」とあるのは、「第七十条の四第二十九項及び第七十条の六第三十五項」とする。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 居住者が、第六条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「新震災特例法」という。）第十六条第三項に規定する再建住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額又は同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を有する場合における同項の規定の適用については、その適用を受けようとする同条第一項に規定する特例適用年が平成二十一年である年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、第六条の規定

による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第三項に規定する再建住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額又は同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を有する場合における同条第一項に規定する特例適用年が平成二十年以前の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

2 新震災特例法第十六条第五項の規定は、平成二十一年分の所得税について適用し、平成二十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十一条 第七条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十三条第五項の規定は、平成二十一年分以後の所得税について適用する。

(災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部改正)

第七十二条 災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第二項中「地方道路税法」を「地方揮

「発油税法」に改め、同条第三項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第四項中「地方道路税に」を「地方揮発油税に」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 施行日前に地方道路税を課せられた揮発油が施行日以後に災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた場合には、当該揮発油については、地方揮発油税を課せられたものとみなして、前条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定を適用する。

(相続税法の一部改正)

第七十四条 相続税法の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第七十五条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

(国税徵収法の一部改正に伴う経過措置)

第七十六条 前条の規定による改正後の国税徵収法の規定は、施行日以後に課されるべき、又は納付し、若しくは徵収されるべき国税について適用し、施行日前に課されるべき、又は納付すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)

第七十七条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第七十八条 前条の規定による改正後の国税通則法の規定は、施行日以後に課されるべき、又は納付し、若しくは徵収されるべき国税について適用し、施行日前に課されるべき、又は納付すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

(航空機燃料税法の一部改正)

第七十九条 航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第八十条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の項を次のように改める。

災害被害者に対する租税 の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）	第七条第一項 第七条第二項	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	たばこ税、たばこ特別税 第十六条第一項若しくは第五項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（第四項において「特別措置法」という。）第十一一条第一項 (たばこ税法第十六条第一項又は第
--	------------------	---------------------	--

五項の規定に係る部分に限る。)

第七条第三項	地方揮発油税	地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税
第七条第四項	地方揮発油税に 係るときは、地 方揮発油税又はたばこ税及びたば こ税及びたばこ特別税	揮発油税及び地方揮発油税又はたば こ税及びたばこ特別税
十二条第一項及 び第三項	この特別税に係るときは、地方揮発油 税法第十二条第一項及び第三項又は 特別措置法第十六条第一項及び第三 項	この特別税に係るときは、地方揮発油 税法第十二条第一項及び第三項又は 特別措置法第十六条第一項及び第三 項

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第八十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び

に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第十条の見出しを「（揮発油税法及び地方揮発油税法の特例）」に改め、同条中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第十一条第一項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第二項中「地方道路税額」を「地方揮発油税額」に、「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条 施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の

臨時特例に関する法律第十条第一項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同条第二項又は同法第十二条第二項の規定を適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第八十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第七条中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国

における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う
経過措置)

第八十四条 施行日前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六
条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨
時特例に関する法律第七条の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定に
よる改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条
の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同法第八条の規定を適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一
部改正)

第八十五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する

法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第二条第一項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第五条第三項及び第四項中「地方道路税、」を「地方揮発油税、」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十六条 施行日前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、前条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第二条第一項及び第五条第三項の規定を適用する。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の

一部改正)

第八十七条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第三条第一項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改め、同条第二項中「地方道路税」を「地方
揮発油税」に改める。

第四条中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条 施行日前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う

所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同法第二条又は第四条の規定を適用する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第八十九条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第二条第一号中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 施行日前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に地方道路税を納付して輸入された揮発油に対する地方道路税の還付については、なお従前の例による。

3 施行日前に前条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項、第十二条第一項又は第十三条第二項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に

前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一項、第十二条第一項又は第十三条第三項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同法第十一項第五項、第十二条第四項又は第十三条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第四項の規定を適用する。

(地方自治法の一部改正)

第九十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に、「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第三十六項）」に改め、

十条の六第三十七項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改める。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第九十二条 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第九十三条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第三号中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第八十一条第一項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改め、同条第三項中「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条 施行日前に前条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項

の規定により地方道路税の軽減を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定により地方揮発油税の軽減を受けたものとみなして、同法第八十一条第一項の規定を適用する。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第九十五条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条及び第二百四十二条中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十六条 前条の規定の施行の際に納期限の到来していない地方道路税は、納期限の到来していない地方揮発油税とみなして、同条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第七十六条又は第二百四十二条の規定を適用する。

(会社更生法の一部改正)

第九十七条 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第一百二十九条中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第九十八条 前条の規定の施行の際に納期限の到来していない地方道路税は、納期限の到来していない地方

揮発油税とみなして、同条の規定による改正後の会社更生法第一百二十九条の規定を適用する。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九十九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号口中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律(次項において「新特会法」という。)の規定
は、平成二十一年度分の予算から適用する。

2 新特会法第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、第四条の規定による改正前の地方道路税法の
規定による地方道路税の収入は、交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入
とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一百三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第一百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞

なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二三十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものを行う。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の

軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

- 五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。
- 六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。
- 七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。
- 八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。